

【宮津市】

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
宮津市企業立地拡充促進条例	S63. 12 (H24. 3 改正)	<p>○新設又は雇用機会の拡大を伴う増設、移設若しくは建替え 　　投下固定資産総額 2,500 万円以上</p> <p>○新規正規従業員雇用者が3人以上で、かつ、その雇用水準を維持するもの</p> <p>○京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業の立地促進に関する条例に基づく補助金の交付対象となる事業所</p> <p>○対象業種 　　製造業、情報関連産業、自然科学研究所、余暇利用施設</p>	<p>立地促進奨励金 ○投下固定資産総額の 10%に相当する額 (限度額 3,000 万円)</p> <p>雇用促進奨励金 ○1年以上の雇用が確認されたものであって、3年間の純増加者を対象に、 　・新規地元正規従業員 1人につき 40 万円 　・新規地元非正規従業員 1人につき 10 万円</p>

税の特例措置	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
過疎地域自立促進特別措置法に関する条例 新增設者（製造業等） 2,700 超		—	課税免除	固定資産税	3年間
半島振興法に関する条例 新增設者（製造業等） 500 以上（資本金 1,000 以下） 1,000 以上（資本金 1,000 超 5,000 以下） 2,000 以上（資本金 5,000 超）		—	不均一課税 【適用税率】 初年度 0.14% 2 年度 0.35% 3 年度 0.7%	固定資産税	3年間